

第4章 施策の展開



○基本施策ごとに取組内容を設定し、各種事業を展開していきます。

《基本目標1》

希望するすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できるようにします

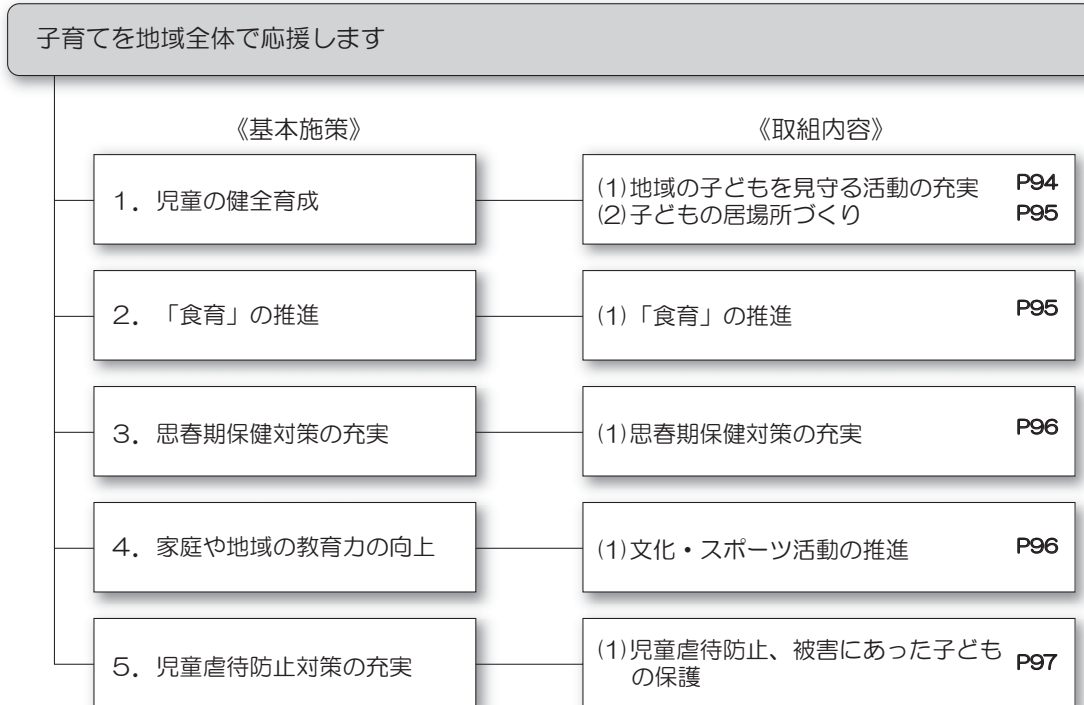
《基本施策》	《取組内容》
1. 教育・保育施設の充実	(1)教育・保育施設の整備 P68
2. 保育サービスの充実	(1)保育サービスの充実 P73 (2)放課後児童健全育成の充実 P77
3. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実	(1)子どもが豊かな心を育むための教育 P79 (2)子どもが安心して学校に通えるための取組み P82
4. きめ細かな支援が必要な取組み	(1)ひとり親家庭等の自立支援 P83 (2)外国人家庭への支援 P83
5. 障がいのある子どもなどへの支援の充実	(1)障がいのある子どもへの支援 P84
6. 仕事と子育ての両立のための基盤整備	(1)仕事と子育ての両立の推進 P85

《基本目標2》

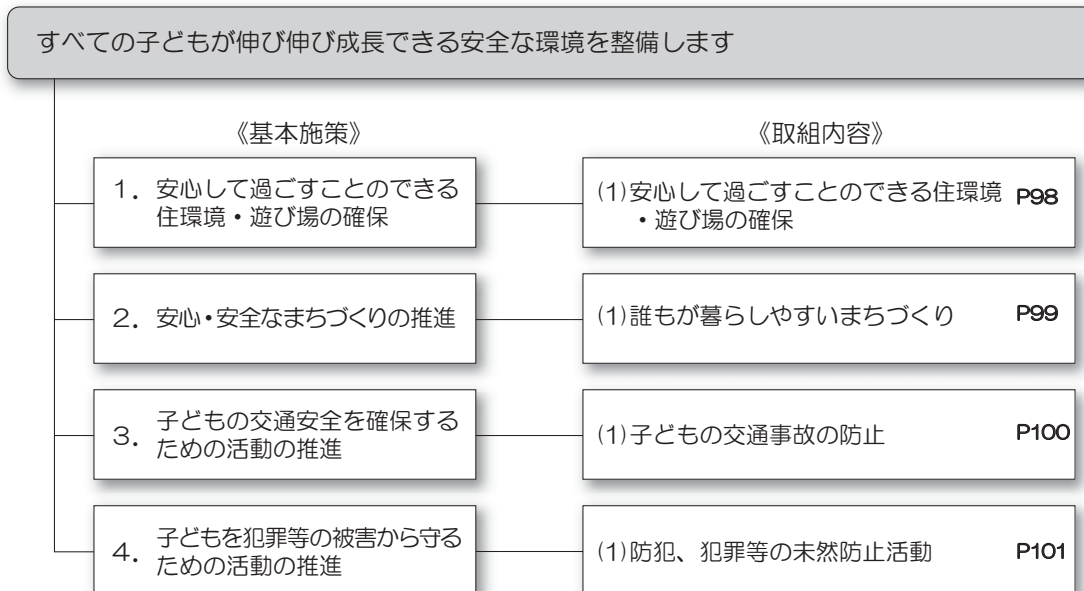
すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくります

《基本施策》	《取組内容》
1. 地域における子育て支援サービスの充実	(1)相談・情報提供の充実 P86
2. 子育てネットワークづくり	(1)子育て支援のネットワークの充実 P88
3. 子どもや母親の健康の確保	(1)母子保健の充実 P90
4. 小児医療の充実	(1)小児医療の充実 P92
5. 次代の親の育成	(1)親になるための学習機会 P93
6. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	(1)仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発 P93

《基本目標3》



《基本目標4》



基本目標 1

希望するすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できるようにします

《現状と課題》

少子化が進む中、0～5歳児の人口は減少傾向にあるにもかかわらず、待機児童数は増加しています。この背景として、共稼ぎ家庭やひとり親家庭など、厳しい経済環境下において小さな子どもを抱えながら働かざるを得ない女性が増えていることや女性の就労意欲が高まっていることなどが挙げられます。

しかし、一方では、核家族化により身近に家族（祖父母など）がおらず子育ての援助が得られないことや、保育園等の施設が不足していることから、地域に子どもを安心して預けられる場所がないという問題が、産休・育児休業した女性の職場復帰や未就学児を持つ女性の就職を阻み、女性の就業と子育ての両立をより難しくしています。

このように多様化している保育ニーズに対応すべく、安心して利用できる保育施設や保育サービスの充実、環境の整備を行い、希望するすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できるように、待機児童の解消に向けて積極的に取り組んでいきます。

基本施策 1 教育・保育施設の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

保護者の就労形態の変化、核家族化や少子化による保育ニーズの多様化に対応し、待機児童の解消を図るため、地域性を考慮しつつ、認定こども園や地域型保育事業等の保育施設の充実を図ります。

(1) 教育・保育施設の整備

《推進事業》

事業名	事業の概要
①認定こども園化の推進《新規》	・待機児童の解消や質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するため、公立幼稚園・保育園の認定こども園化を推進するとともに、民間幼稚園等の認定こども園化に対する移行を支援します。
②地域型保育事業の推進《新規》	・地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された地域型保育事業を推進します。
③特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進《新規》★	・保育サービス提供体制を強化するため、認可外保育施設の認可施設移行支援など多様な主体の参入を促進する環境整備について検討します。

★＝地域子ども・子育て支援事業（13事業）：市町村が地域の実情に応じて実施する事業として子ども・子育て支援法第59条に定められている事業

■教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込みと確保方策

<量の見込みについて>

本計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、利用希望把握調査等を行い、これらを踏まえて事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。そのため、量の見込みについては、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、児童数の推計と、就学前児童・小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算定しました。

<確保方策について>

本市が設定した教育・保育提供区域（中学校区）に基づき確保方策を検討する事が基本となりますが、教育・保育提供区域（中学校区）を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を1つの教育・保育提供区域とします。

<認定区分について>

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては支給認定を受ける必要があります。なお、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園(保育園部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園(保育園部分) ・地域型保育事業など



<全市>

年 度	27年度				28年度				29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	631	430	93	253	623	424	97	258	614	419	100	262	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	260	370	35	145	260	392	46	162	220	446	61	210
	確認を受けない幼稚園	470	—	—	—	470	—	—	—	470	—	—	—
	地域型保育事業	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0	24	51
	認可外保育施設	—	33	10	30	—	33	10	30	—	33	19	38
②-①	99	▲27	▲48	▲78	107	1	▲41	▲66	76	60	4	37	

年 度	30年度				31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	604	413	105	267	596	408	112	273	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	230	436	61	210	230	436	61	210
	確認を受けない幼稚園	470	—	—	—	470	—	—	—
	地域型保育事業	—	0	24	51	—	0	30	64
	認可外保育施設	—	33	25	50	—	33	25	50
②-①	96	56	5	44	104	61	4	51	

※幼稚園の利用希望が強い2号認定こども(3～5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

■確保の内容及びその実施時期

- 平成28年度に公立保育園の定員を増やします。
- 平成29年度に公立幼稚園1園を認定こども園化し、0～2歳児の定員を増やします。
- 平成29年度に市内幼稚園や認可外保育施設の小規模保育事業への参入、また事業所内保育事業により、0～2歳児の定員を増やします。
- 平成30年度に公立保育園を認定こども園化します。
- 平成31年度に地域型保育事業への参入により0～2歳児の定員を増やします。

<北部>

年度	27年度				28年度				29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	127	33	13	34	123	32	13	34	119	31	13	34	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	0	69	15	36	0	69	15	36	0	69	15	36
	確認を受けない幼稚園	280	-	-	-	280	-	-	-	280	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	6	13
	認可外保育施設	-	28	6	24	-	28	6	24	-	28	3	8
②-①	153	64	8	26	157	65	8	26	161	66	11	23	

年度	30年度				31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	115	30	14	34	111	29	14	34	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	0	69	15	36	0	69	15	36
	確認を受けない幼稚園	280	-	-	-	280	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	6	13	-	0	6	13
	認可外保育施設	-	28	3	8	-	28	3	8
②-①	165	67	10	23	169	68	10	23	

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3～5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

<中部>

年度	27年度				28年度				29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	393	255	54	148	390	253	57	152	387	251	59	155	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	210	160	6	44	210	160	6	44	170	214	21	92
	確認を受けない幼稚園	190	-	-	-	190	-	-	-	190	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	18	38
	認可外保育施設	-	5	4	6	-	5	4	6	-	5	16	30
②-①	7	▲90	▲44	▲98	10	▲88	▲47	▲102	▲27	▲32	▲4	5	

年度	30年度				31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	384	249	62	159	381	247	67	163	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	170	214	21	92	170	214	21	92
	確認を受けない幼稚園	190	-	-	-	190	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	18	38	-	0	24	51
	認可外保育施設	-	5	22	42	-	5	22	42
②-①	▲24	▲30	▲1	13	▲21	▲28	0	22	

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3～5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

<南部>

年度	27年度				28年度				29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	111	142	26	71	110	139	27	72	108	137	28	73	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	50	141	14	65	50	163	25	82	50	163	25	82
	確認を受けない幼稚園	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
	認可外保育施設	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
②-①	▲61	▲1	▲12	▲6	▲60	24	▲2	10	▲58	26	▲3	9	

年度	30年度				31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			(0歳児)	(1・2歳児)			(0歳児)	(1・2歳児)	
① 量の見込み	105	134	29	74	104	132	31	76	
② 確保の内容	特定教育・保育施設	60	153	25	82	60	153	25	82
	確認を受けない幼稚園	0	-	-	-	0	-	-	-
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0
	認可外保育施設	-	0	0	0	-	0	0	0
②-①	▲45	19	▲4	8	▲44	21	▲6	6	

※幼稚園の利用希望が強い2号認定こども(3～5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。



基本施策 2 保育サービスの充実

《基本施策の取組内容・方向性》

家族構成や就労形態の変化に伴い多様化する保育ニーズに対応するため、各保育園や医療機関等と連携し、より一層の保育サービスの充実を図り、きめ細やかに対応していきます。

(1) 保育サービスの充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
① 保育園整備の推進 【子育て支援課】	・ 保育ニーズの増大・多様化に対応し、待機児童を解消するため、定員の見直しを行うとともに、保育施設の充実を図ります。
② 休日保育の検討 【子育て支援課】	・ 保護者の就労形態の多様化に対応するため、各保育園と協議・連携を継続し、休日（日曜日、国民の祝日）保育の必要性について検討します。
③ 一時預かりの充実★ 【子育て支援課】	・ 保護者の病気、育児疲れなど一時的・緊急的に保育が必要になった場合、短期的に子どもを預かる一時預かりの充実を図ります。
④ 3歳未満児保育の充実 【子育て支援課】	・ 就労形態の多様化等により、出産後すぐに就業する母親が増えてきたことを踏まえ、各保育園で3歳未満児保育を充実するとともに、産休明けや育児休業明け保育など年度途中入所の円滑化を図ります。
⑤ 延長保育の充実★ 【子育て支援課】	・ 保護者の就労形態の多様化やその他やむを得ない事情等により、多様化している保育ニーズに対応するため、引き続き各保育園で延長保育を実施します。
⑥ 障がい児保育の充実 【子育て支援課】	・ 保育園での集団保育が可能な障がいのある児童について、引き続き各保育園における円滑な受け入れの実施を図ります。
⑦ 病児・病後児保育の充実★ 【子育て支援課】	・ 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応する、病児・病後児保育事業の充実を図ります。
⑧ 保育内容の質的向上 【子育て支援課】	・ 保育内容の充実を図るため、保育士など保育従事者の研修を推進し、また、関係者に対し積極的に研修への参加を促します。

■量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

(1) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）

<全市>

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			8,929人日	8,808人日	8,685人日	8,562人日	8,442人日
②確保 方策	一時 預 か り	延べ 人 数	3,400人日	3,400人日	9,000人日	9,000人日	9,000人日
		施設 数	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所
	ファミサポ		150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
②-①			▲5,379人日	▲5,258人日	465人日	588人日	708人日

■確保の内容及びその実施時期

- 平成29年度に公立幼稚園1園を認定こども園化し、一時預かり保育を開始します。
- 平成29年度に、市内の私立保育園の協力を得て、一時預かりを拡充します。

<北部>

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			1,170人日	1,154人日	1,138人日	1,122人日	1,106人日
②確保 方策	一時 預 か り	延べ 人 数	350人日	350人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日
		施設 数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	ファミサポ		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①			▲820人日	▲804人日	262人日	278人日	294人日

<中部>

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			5,116人日	5,047人日	4,976人日	4,906人日	4,837人日
②確保 方策	一時 預 か り	延べ 人 数	350人日	350人日	3,800人日	3,800人日	3,800人日
		施設 数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	ファミサポ		150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
②-①			▲4,616人日	▲4,547人日	▲1,026人日	▲956人日	▲887人日

＜南部＞

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			2,643人日	2,607人日	2,571人日	2,534人日	2,499人日
②確保 方策	一時預かり	延べ 人数	2,700人日	2,700人日	3,800人日	3,800人日	3,800人日
		施設 数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	ファミサポ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
②-①			57人日	93人日	1,229人日	1,266人日	1,301人日

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

＜全市＞

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		149人	147人	146人	143人	141人
②確保 方策	施設数	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所
	実人数	245人	245人	290人	290人	290人
②-①		96人	98人	144人	147人	149人

＜北部＞

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		21人	20人	20人	19人	18人
②確保 方策	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実人数	85人	85人	85人	85人	85人
②-①		64人	65人	65人	66人	67人

＜中部＞

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		92人	91人	91人	90人	89人
②確保 方策	施設数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	実人数	70人	70人	115人	115人	115人
②-①		▲22人	▲21人	24人	25人	26人

<南部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		36人	36人	35人	34人	34人
②確保 方策	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実人数	90人	90人	90人	90人	90人
②-①		54人	54人	55人	56人	56人

(3) 病児保育事業

<全市>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		646人日	638人日	630人日	622人日	615人日
②確保 方策	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	延べ人数	1,584人日	1,584人日	1,584人日	1,584人日	1,584人日
②-①		938人日	946人日	954人日	962人日	969人日

■確保の内容及びその実施時期

- 市内1か所にて委託事業を実施し、必要量を確保します。

<北部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		34人日	33人日	33人日	33人日	33人日
②確保 方策	施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	延べ人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①		▲34人日	▲33人日	▲33人日	▲33人日	▲33人日

<中部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		414人日	409人日	404人日	399人日	394人日
②確保 方策	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	延べ人数	1,584人日	1,584人日	1,584人日	1,584人日	1,584人日
②-①		1,170人日	1,175人日	1,180人日	1,185人日	1,190人日

＜南部＞

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		198人日	195人日	193人日	190人日	188人日
②確保 方策	施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	延べ人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①		▲198人日	▲195人日	▲193人日	▲190人日	▲188人日

(2) 放課後児童健全育成の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①学童クラブの充実★ 【子育て支援課】	・保育ニーズに応じて、新たな学童クラブの設置を検討するとともに、既存の学童クラブの運営の拡充に努めます。
②障がい児の学童クラブへの受け入れ 【子育て支援課】	・保護者や施設の状態を考慮しながら、学童クラブにおいて、障がいのある児童を受け入れます。
③指導員の質的向上 【子育て支援課】	・学童クラブに携わる指導者に対して、児童健全育成に必要な知識や技術に関する研修を行い、資質の向上を図ります。 ・指導員相互の連絡調整や指導等の検討を行う機会として、定期的に指導員会議を実施します。
④学童クラブと放課後子供教室との連携 【子育て支援課】 【生涯学習課】	・すべての児童の放課後等における安全・安心な居場所の確保を目指し、学童クラブと放課後子供教室の一体型による事業の実施を目指します。 また、既存施設の有効活用や、教職員と従事者、参画者の情報共有を図るなど、両事業の連携のため、きめ細かな対応を図ります。

■放課後児童健全育成事業（低学年・高学年）の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

＜全市＞

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		277人	273人	270人	266人	262人
②確保 方策	施設数	7か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	延べ人数	332人	372人	372人	372人	372人
②-①		55人	99人	102人	106人	110人

<北部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		37人	36人	36人	35人	35人
②確保 方策	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	延べ人数	72人	72人	72人	72人	72人
②-①		35人	36人	36人	37人	37人

<中部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		89人	88人	87人	86人	85人
②確保 方策	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	延べ人数	180人	180人	180人	180人	180人
②-①		91人	92人	93人	94人	95人

<南部>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		151人	149人	147人	145人	142人
②確保 方策	施設数	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	延べ人数	80人	120人	120人	120人	120人
②-①		▲71人	▲29人	▲27人	▲25人	▲22人



基本施策 3 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校施設等の教育環境を整備するとともに、福祉、環境、人権など児童の「心を育てる教育」の充実を図るため、教職員の資質向上、家庭や地域の教育力の向上及び学校、地域、家庭の連携強化を進めていきます。

(1) 子どもが豊かな心を育むための教育

《推進事業》

事業名	事業の概要
①幼児教育の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育と幼稚園との連携や幼小連携を図りながら、幼児教育を総合的に推進します。
②一時預かり事業（幼稚園型）等の幼稚園サービスの充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 各幼稚園において未就園児を対象とした園開放を継続実施します。 預かり保育の時間を拡大し、保護者が利用しやすい環境を整えます。
③教育内容の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 各校で実施する校内研修会により、教職員の資質の向上を図ります。また、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、学習面・生活面の両面から今後の対策を考えていきます。 各種特別支援教育に係る研修会の充実を図ります。 各校の実態を踏まえ、各校の特色が表れた教育課程の編成・実施ができるようにします。
④交流教育の推進（障がい児教育） 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者との交流を通して、障がいに対する理解や思いやりの心を養うとともに、障がい児の社会性を伸ばすため、特別支援学級、通常学級、特別支援学校等が連携し、交流教育を推進します。 千葉県立富里特別支援学校の要請に応じ、居住地校交流に積極的に協力します。
⑤情報教育の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 情報化時代に対応した児童生徒を育成するため、定期的にパソコン教室の機器を入れ替え、学校規模に応じた台数のタブレット端末の導入を進めていきます。
⑥「心を育てる教育」の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識を大切にした福祉教育や身近な自然環境に目を向けた環境教育など、子どもたちが豊かな心をもった人間となるよう「心の教育」を推進します。 子どもの人権が守られるよう、あらゆる場と機会を活用して「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知を図ります。

<p>⑦国際理解教育 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に配置するALTと英語指導補助員との情報交換を密にし、英語教育及び国際理解教育を推進するため、連絡会議と夏季研修会を設けます。 ・「英会話の日」を全小・中学校で実施し、英語のコミュニケーション力を育成する機会とします。 ・アメリカ・コンコルディア大学の学生を受け入れ、外国語活動及び国際理解教育の推進を図ります。
<p>⑧「いつでも授業参観」の推進 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、様々な教育活動を積極的に保護者や地域に公開することにより、学校運営に関して意見や要望を聴取し、学校改善に向けた開かれた学校づくりを推進していきます。
<p>⑨特色のある学校づくりの推進 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との連携強化を図り、総合的な学習の時間や学校行事などにおいて、学校ごとに独自性を発揮できるよう学校づくりを推進していきます。
<p>⑩子どもの環境学習の推進 【環境課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校等における「とみさとふれあい講座」の開催や各種キャンペーン、イベントにおいて教育機関等との連携に努めます。 ・ごみ問題を身近なものとして意識し、行動に結びつくよう、今後を担う子どもや若い世代に向けた啓発に積極的に取り組みます。また、子どもを通じて、家庭でごみ減量やリサイクルについて考えるきっかけをつくり、家庭全体に向けた啓発に努めます。

■一時預かり事業（幼稚園在園児対象）の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

（１）一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

<全市>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		27,934人日	27,537人日	27,137人日	26,740人日	26,344人日
②確保 方策	延べ 人数	31,200人日	31,200人日	31,200人日	32,400人日	32,400人日
	施設数	6か所	6か所	6か所	7か所	7か所
②-①		3,266人日	3,663人日	4,063人日	5,660人日	6,056人日

<北部>

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	5,456人日	5,378人日	5,300人日	5,223人日	5,145人日
②確保 方策	延べ 人数	13,200人日	13,200人日	13,200人日	13,200人日
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	7,744人日	7,822人日	7,900人日	7,977人日	8,055人日

<中部>

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	16,758人日	16,520人日	16,280人日	16,042人日	15,805人日
②確保 方策	延べ 人数	14,400人日	14,400人日	14,400人日	14,400人日
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	▲ 2,358人日	▲ 2,120人日	▲ 1,880人日	▲ 1,642人日	▲ 1,405人日

<南部>

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	5,720人日	5,639人日	5,557人日	5,475人日	5,394人日
②確保 方策	延べ 人数	3,600人日	3,600人日	3,600人日	4,800人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	2か所
②-①	▲ 2,120人日	▲ 2,039人日	▲ 1,957人日	▲ 675人日	▲ 594人日

(2) 子どもが安心して学校に通えるための取組み

《推進事業》

事業名	事業の概要
①教育相談の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談については、年間訪問計画に基づき、市内の全小・中学校へ教育相談員が定期的に訪問し、教育相談を行います。 電話相談については、その内容により来所していただくなど、相談事項の解決に向けた適切な対応に努めます。
②「スクールカウンセラー」等の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 市内各中学校に配置したスクールカウンセラーにより、カウンセリングを行います。 各学校のいじめ防止対策推進会議を通して、学校と協力した対策に取り組めます。
③不登校等対策の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 市適応指導教室に通級している児童生徒の指導の充実を図ります。従来からの「待ち受ける教育相談」から、各学校に相談員が出向いての教育相談活動を展開していきます。 保護者との連携強化を図るため、欠席した児童生徒の家庭への電話連絡や訪問を行っていきます。 「魅力ある学校づくり」調査研究事業の指定を受けて、不登校の未然防止に向けて研究を進めていきます。
④幼稚園就園奨励費補助金の支給 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園の園児の保護者に対して制度の周知に努め、事業の継続を図っていきます。
⑤教育費の助成 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携を密にし、支援が必要な児童生徒が制度を活用しやすい体制作りに努めます。 広報紙やホームページ、また、小・中学校の入学説明会等でパンフレットを活用し、制度の周知を図ります。

基本施策 4 きめ細かな支援が必要な取組み

《基本施策の取組内容・方向性》

情報が行き届きにくい家庭に対して、行政機関や地域が連携して情報提供をはじめ各種支援を行うことにより、児童の健全な育成を図っていきます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

《推進事業》

事業名	事業の概要
①ひとり親家庭等の相談活動・支援サービスの充実 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員や関係各課等との連携、家庭相談員と母子・父子自立支援員の併任などで、「家庭児童相談室」を強化し、ひとり親家庭等からの相談業務・サービスの充実に努めます。 ファミリー・サポート・センター等と連携し、子どもと保護者を支援するサービスの提供に努めます。
②子育て情報提供の推進 (子育て応援ブック) 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する各種助成制度内容や市内の子どもたちに関連する施設(認定こども園、保育園・幼稚園・学童クラブ)などの事業案内を掲載した「子育て応援ブック」を隔年で作成し、幼稚園・保育園・学童クラブ等への配布あるいは乳幼児健診時の配布等を通じて子育てに関する情報提供を行います。 「ママフレ」の検証を行い、より分かりやすいように改善していきます。 「子育て応援ブック」や「ママフレ」について、窓口や広報、ホームページ等さまざまなチャンネルで周知を推進していきます。
③母子父子寡婦福祉資金の貸付 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課等と連携して制度の周知に努め、ひとり親家庭及び寡婦世帯の経済的自立を促進します。
④ひとり親家庭等医療費の助成 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の医療費にかかる経済的負担を軽減するため、制度の充実に努めるとともに、県の施策に合わせ現物給付の実施に着手します。

(2) 外国人家庭への支援

《推進事業》

事業名	事業の概要
①外国人のための生活情報の提供 【企画課】	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人の生活支援のため、最新の情報を提供できるよう、ホームページの活用について、広報・啓発していきます。
②国際理解、コミュニケーションの支援(国際交流の推進) 【企画課】	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人の生活の安定と福祉の増進を図るため、市役所に設置した支援窓口において、業務内容、開設時間、ニーズ等の検証を行います。 国際交流協会と協力して展開している事業についても、継続実施しながら、事業内容等の検証を行います。

基本施策 5 障がいのある子どもなどへの支援の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

障がいのある子どもが地域で自立し、安心した生活を送ることができるように、関係機関の連携を強化して、早期からの支援及び就学指導を図るなど、支援体制の充実に努めます。

(1) 障がいのある子どもへの支援

《推進事業》

事業名	事業の概要
①インクルーシブ教育の推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある者と障がいのない者が同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、連続性のある「多様の学びの場」を提供します。 原則として、市内各小・中学校に1名ずつ個別指導補助員を配置し、あわせて、定期的に学校・家庭とのケース会議を開き、特別支援学校の通級教室への入級や巡回訪問を実施します。
②療育指導体制の充実 【社会福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 簡易マザーズホームにおいて、心身や言葉の発達に心配のある児童と保護者に対して、児童発達支援（日常生活の基本動作や集団生活に対応できるよう保育士や専門員による指導）とことばの相談室（言語聴覚士による個別指導）での療育指導を行います。 早期からの支援及び就学指導が行えるよう、関係各課との情報の共有を図るとともに、市内の幼稚園及び保育園の巡回指導を実施することにより、各園との連携した療育指導を行います。支援を要する就学前児童の支援に向けた相談会議を定期的実施します。 マザーズホームと就園・就学先とで連携した適切な支援、指導が利用児童へ行えるよう関係機関との連携強化を図ります。
③教育支援・発達相談体制の充実 【教育委員会・学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導委員会の名称を教育支援委員会と改め、就学後の教育支援についても継続的に実施できるようにします。 教育支援委員会を年3回開催し、幼児児童生徒の特性に合った学びの場や支援の方法を検討します。 特別支援の専門家チームによる巡回を市内全幼稚園、保育園、小・中学校で年間2回実施し、特別支援教育の推進を図ります。 学習上の困難さや生活上の課題を抱えた児童生徒及び保護者、担任の悩みや心配を解消するために、月2回臨床発達心理士による発達相談を実施します。
④障がい児の学童クラブへの受け入れ（再掲） 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や施設の状況を考慮しながら、学童クラブにおいて、障がいのある児童を受け入れます。
⑤重度心身障がい児医療費の給付 【社会福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 重度の心身障がいを持つ児童に対して、医療費（保険診療分の自己負担額）を助成し、負担軽減と早期療養を図るとともに、現物給付の実施に着手します。

基本施策 6 仕事と子育ての両立のための基盤整備

《基本施策の取組内容・方向性》

ファミリー・サポート・センター事業を通じて、地域で子育てを応援する仕組みを充実させることにより、仕事と育児を両立しながら、安心して子育てができる環境づくりを行います。

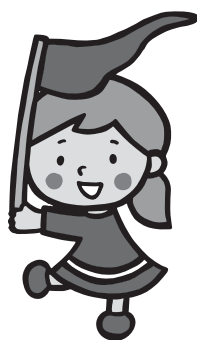
(1) 仕事と子育ての両立の推進

《推進事業》

事業名	事業の概要
①ファミリー・サポート・センター事業の実施★ 【子育て支援課・産業経済課・社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する保育ニーズに対応するため、子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、広報やホームページなどへの掲載、保育施設等に出向いてチラシを配布するなどPRと会員の募集に努めます。 子育て中の母親を対象とした再就職支援セミナーにおいて、事業の紹介をします。 安心・安全な活動を進めるため、基礎研修や、ステップアップ研修の充実に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	99人日	98人日	98人日	97人日	97人日
②確保方策 (低学年・高学年)	167人日	167人日	167人日	167人日	167人日
②-①	68人日	69人日	69人日	70人日	70人日



基本目標 2

すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくります

《現状と課題》

子育て支援センターは、職員の相談対応の質の高さから、多くの子育て家庭に支持され、利用者数も増加しています。現在は1か所のみであることから、希望者すべての利用ニーズに応えることができない状況です。子育て支援センターの受け入れ態勢を拡大するだけでなく、関係機関や地域との連携強化を図り、ボランティアや子育てママの仲間づくりといった子育てネットワークの充実により、安心して子育てできる環境の整備が求められています。

また、子育て環境にかかる支援の充実だけでなく、妊娠中から各種教室の開催や健診、予防接種の助成など各種医療制度充実を図り、母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠・出産ができるよう健康確保にかかる支援も、きめ細かく対応していく必要があります。

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

《基本施策の取組内容・方向性》

地域のパイプ役や子育て世帯の相談役として活動している関係機関と連携し、子育てに有用な情報提供等を行うことにより、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 相談・情報提供の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①こども子育てコンシェルジュ等による相談窓口の充実★ 【子育て支援課・学校教育課・健康推進課】	<ul style="list-style-type: none">• 子育てに関する相談窓口として、子育て支援課、教育委員会の教育相談、市の適応指導教室、健康推進課の育児相談やこども発達相談など様々な機関があることを周知し、情報の共有と連携を押し進めます。• 利用者支援事業として、子育て支援課窓口にこども子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する相談・情報提供や子育ての仲間づくり、関係機関との連絡調整など総合的な子育て支援を推進します。
②「家庭児童相談室」の機能強化 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none">• 子どもや子どものいる家庭の来所・電話・訪問相談を行い、関係機関と連携を取りながら必要に応じた支援を行います。 また、児童虐待やDV被害者の相談・対応窓口に加え、母子・父子自立支援業務として、就労指導等を行っていきます。

<p>③民生委員児童委員及び主任児童委員の活動の充実 【社会福祉課・子育て支援課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関のパイプ役として、また地域の相談役としての活動を実施します。 家庭相談員と連携を図り、虐待防止の活動を行います。 民生委員・児童委員・主任児童委員の活動について周知を行い、地域の活動に参加しながら、子育て世帯と接点を持っていきます。 児童虐待対応地域リーダー養成研修等に参加し、相談支援の技術及び知識の向上に努めます。
<p>④子育て情報提供の推進（子育て応援ブック）（再掲） 【子育て支援課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する各種助成制度内容や市内の子どもたちに関連する施設（認定こども園、保育園・幼稚園・学童クラブ）などの事業案内を掲載した「子育て応援ブック」を2年ごとに作成し、幼稚園・保育園・学童クラブ等への配布、あるいは乳幼児健診時の配布等を通じて、子育てに関する情報提供を行います。 子育てに関する行政サービスをホームページで紹介する「ママフレ」の検証を行い、より分かりやすいように改善していきます。 「子育て応援ブック」や「ママフレ」について、窓口や広報、ホームページ等さまざまなチャンネルで周知を推進していきます。



「とみさと子育て応援ブック」と「ママフレ」

基本施策 2 子育てネットワークづくり

《基本施策の取組内容・方向性》

子育てに関する相談窓口の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育ていける子育てネットワークづくりを支援します。

(1) 子育て支援のネットワークの充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①子育て支援センター活動の充実★ 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園を拠点とした子育て支援センター活動を、保育園以外の場所で展開するなど、事業の実施場所の拡大や回数の増加に取組み、市民ニーズに対応していきます。
②子育てボランティアの育成・活用 【子育て支援課・社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに登録した個人ボランティアを紹介し、講習会開催中や健診時の保育など、子育て中の保護者が社会参加しやすい環境づくりに協力します。 ・広報やホームページ、地域のミニコミ紙などで子どもと子育て家庭を支援するボランティアの募集を積極的に行い、育成、確保に努めます。
③子育てママの仲間づくりの充実 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に、きめ細かな子育て支援事業や保育支援を効果的・効率的に提供できるよう、母親学級、プレパパママ教室の実施や子育て支援センターの周知等、関係機関によるネットワークの充実に努めます。 ・母親学級の参加を勧め、出産、育児に向けての仲間づくりの支援や出産後のOB会での先輩ママと交流の機会を作ります。
④地区と連携した健康づくりの推進 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会による子育て交流会の場に、担当の地区保健推進員が参加し、健康づくりを推進します。 ・地区保健推進員による子育て交流会では、手作りおやつを紹介、絵本の読み聞かせのほか、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談を実施します。
⑤本を通じた子育て支援（ブックスタート事業） 【図書館・健康推進課・子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診（4～5か月）時に、ボランティアとともに絵本の読み聞かせや図書館の利用案内を手渡すことで、子育てに絵本を取り入れた親子のコミュニケーションを深めるきっかけづくりを行います。 また、フォローアップとして、「わらべ歌と絵本のおはなし会」を実施します。
⑥ファミリー・サポート・センター事業の実施（再掲） 【子育て支援課・産業経済課・社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保育ニーズに応えるため、子育て支援ネットワークの充実に努めるとともに、広報やホームページなどへの掲載、保育施設等に出向いてチラシを配布するなどPRと会員の募集に努めます。 ・子育て中の母親を対象とした再就職支援セミナーにおいて、事業の紹介をします。 ・安心・安全な活動を進めるため、基礎研修や、ステップアップ研修の充実に努めます。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

<全市>

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		21,696人回	21,396人回	21,084人回	20,784人回	20,472人回
確保 方策	地域子育て 支援拠点事業 か所数	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所
	その他か所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

■確保の内容及びその実施時期

- 平成29年度、31年度に1施設ずつ子育て支援センターを開設します。

<北部>

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		3,168人回	3,072人回	2,976人回	2,880人回	2,784人回
確保 方策	地域子育て支 援拠点事業 か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
	その他か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

<中部>

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		11,856人回	11,772人回	11,676人回	11,580人回	11,484人回
確保 方策	地域子育て支 援拠点事業 か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
	その他か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

<南部>

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		6,672人回	6,552人回	6,432人回	6,324人回	6,204人回
確保 方策	地域子育て支 援拠点事業 か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

《基本施策の取組内容・方向性》

母親の育児不安を解消するために、各種相談事業や保健指導を充実させるとともに、安心できる妊娠・出産に向けた医療体制を充実させます。

また、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

(1) 母子保健の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
① 育児相談の充実 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び北部コミュニティセンターで定例の育児相談（母子健康相談）を実施します。
② 母子保健の充実 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦と、その家族を対象に母親学級やプレパパママ教室を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の習得と参加者同士の交流を図ります。 ・母親学級及び乳幼児を対象とした教室を開催し、母子保健の充実に努めます。
③ 妊婦健診の充実★ 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査に対する助成として、「医療機関委託妊婦一般健康診査受診票」を母子手帳交付時に配布し、経済的負担の軽減を図ることで定期健診の受診を勧め、妊婦の健康管理の充実に努めます。
④ 乳幼児健診の充実 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児の健康診査に対する助成として、「医療機関委託乳児健康診査受診票」を母子手帳交付時に配布し、乳児の健康管理の充実に努めます。また、集団健康診査として、4～5か月児、1歳6か月児、3歳児の対象者に個別通知を行い、保健センターを会場として実施します。 ・健診では医師の診察とともに、健康・栄養、育児面の個別相談を行い、健康管理・育児支援の充実に努めます。 ・健診で育児不安が強い母や子どもの成長発達に関して経過観察が必要な場合、事後として親子支援教室やこども発達相談を実施します。
⑤ 歯科健診の充実 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児・3歳児健診、2歳児歯科健診及び歯磨き教室の実施により、乳幼児の歯科健診とブラッシング指導による歯科保健の充実に努めます。また、幼稚園、保育園や学校、子育て支援センターにおいても歯科保健指導を実施します。
⑥ 妊婦訪問指導の充実★ 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の交付時に、保健師による保健指導及び相談を実施し、個別に対応が必要な妊婦に対して適宜訪問指導を実施します。
⑦ 「こんにちは赤ちゃん事業」の推進★ 【健康推進課・子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業として、乳児全数を対象に、生後4か月までの間に助産師・保健師による訪問指導を実施します。また、産婦の心身の健康状況を把握し、保健指導を実施します。

⑧養育支援訪問事業等の 充実 【健康推進課】★	<ul style="list-style-type: none"> 養育支援訪問事業として、妊婦、乳幼児の健康管理・育児支援を目的とした訪問指導を実施します。
⑨幼児の発達支援 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の心配や不安について、心理相談員による専門的な相談を実施します。また、必要に応じて、早期に発達支援サービスや療育に結びつけ、保護者が養育の手立てを早期に知ることができるよう支援します。 療育支援を利用又は他機関のサービスを利用するなど必要に応じてサポートファイルを作成し、保護者が一貫した支援を受けることができるように支援します。

■妊婦健康診査事業

年度	量の見込み		確保方策
	受診票交付者数 (妊娠届出者数)	健診回数	
27年度	372人	5,208人回	実施場所：千葉県内・外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回
28年度	362人	5,068人回	
29年度	353人	4,942人回	
30年度	343人	4,802人回	
31年度	332人	4,648人回	

■乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」

年度	量の見込み	確保方策
27年度	382人	実施体制：保健師9人 助産師1人(非常勤)(H26年度現在) 実施機関：健康推進課 ※訪問率100%を目指すために専門員の充実を図ります。
28年度	372人	
29年度	362人	
30年度	353人	
31年度	343人	

基本施策 4

小児医療の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、経済的な支援や情報の提供を行うとともに、地域の医療機関等との連携を進め、小児医療体制の充実を図っていきます。

(1) 小児医療の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①子ども医療費の給付 【子育て支援課】	・0歳児から中学校3年生までの子どもに対し、子ども医療費助成受給券を発行し、医療機関の窓口には保険証と一緒に提示することで、医療費の全部または一部を助成します。
②ひとり親家庭等医療費の助成（再掲） 【子育て支援課】	・ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、制度の充実を図るとともに、県の施策に合わせ、現物給付の実施に着手します。
③アレルギー疾患対策の充実 【健康推進課】	・乳幼児健診や育児相談等において、アレルギーについての相談を実施し、専門相談機関の周知を図ります。
④かかりつけ医の普及 【健康推進課】	・健康カレンダーや市ホームページ等で医療機関の周知を行い、かかりつけ医及びかかりつけ歯科医の普及を実施します。
⑤地域医療体制の整備 【健康推進課】	・市医師連絡協議会や歯科医師連絡協議会との連携を図るとともに、近隣医療機関との協力関係を推進し、地域医療体制の充実に努めます。
⑥予防接種の充実 【健康推進課】	・感染症の予防のために、予防接種の正しい知識の普及と接種の勧奨を実施します。
⑦小児救急医療体制の確保 【健康推進課】	・地域関係機関、団体との連携のもと、休日・夜間医療体制の確保とともに、第二次医療圏に小児専門の救急医療体制の維持に努めます。

基本施策 5 次代の親の育成

《基本施策の取組内容・方向性》

男女が協力して家庭を築くことや、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発活動を推進します。

(1) 親になるための学習機会

《推進事業》

事業名	事業の概要
①家庭教育学級の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに役立つ情報提供を行うため、幼稚園、小・中学校において学習会を実施します。また、父親も参加しやすい学習会を開催します。 市内全学級生を対象に生涯学習・家庭教育講演会を開催します。
②子育て意識の広報・啓発活動の推進 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページを活用して、行事・イベント等の周知を図り、子育てへの関心を高めるとともに、社会全体で子育てを支える意識の啓発・普及に努めます。

基本施策 6 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

《基本施策の取組内容・方向性》

就労を望む母親が仕事と子育てを両立し、父親が子育てに関わる時間を拡大していくことができるよう、ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発活動を実施するとともに、育児休暇制度をはじめとした育児のための両立支援制度及び両立支援助成金について広く周知を行います。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

《推進事業》

事業名	事業の概要
①男女共同参画意識の高揚 【企画課】	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画に基づき、講演会の開催、情報誌の発行など各種施策を展開し、計画の進捗状況管理を行います。
②育児休暇制度の普及 【産業経済課】	<ul style="list-style-type: none"> 育児休暇制度をはじめとした育児のための両立支援制度及び両立支援助成金について、パンフレットの配布やポスターの掲示を行い、周知を図ります。
③職場環境の改善 【産業経済課】	<ul style="list-style-type: none"> 男女とも働きやすい職場づくりに向けて、啓発パンフレット等の配布やポスターの掲示を行います。 相談窓口を周知し、職場環境の改善に努めます。
④再就職への支援 【産業経済課】	<ul style="list-style-type: none"> 再就職支援に関するパンフレット等の配布、ポスターを掲示するとともに、ハローワーク等の求人情報の提供を行います。 子育て中の母親を対象とした再就職支援セミナーを開催します。

基本目標 3

子育てを地域全体で応援します

《現状と課題》

子どもは、さまざまな年齢層や立場の人々と触れ合う中で成長していきますが、近年は地域の住民同士のつながりが希薄化し、子育て世帯が地域の中で孤立することもあり、地域全体での子育てが十分に行われていないという問題があります。

本市では、子どもと大人がともに楽しめる地域イベントが定着しており、多くの親子が参加しています。これらを継続しながら、地域の子ども会、青少年育成団体、NPOやボランティアグループ等、地域に根差した活動をしている団体活動の活性化を促進し、地域社会全体が子どもを生き育てることの意義や大切さを理解し、子育てを見守り、協力し合っていく仕組みづくりが求められています。

また、近年は、薬物やインターネットを介した犯罪がより子どもに身近になっていることや、保護を必要とする状況下にある子どもが全国的に増加傾向にあるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような環境を十分認識して、行政はもとより、関係機関や地域住民が協力し、子どもの安全を確保し、犯罪から守る体制づくりが必要です。

基本施策 1 児童の健全育成

《基本施策の取組内容・方向性》

学校・子ども会・スポーツ少年団・PTA等との連携のもと、幼稚園・小学校・中学校といった異年齢児の交流活動や異文化の理解を通じて、子どもが健やかにいきいきと成長していけるよう、健全な育成環境づくりを推進します。

(1) 地域の子どもを見守る活動の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①ジュニアリーダーの育成 【生涯学習課】	・富里市子ども会育成会連絡協議会と連携し、小学校5・6年生を対象にジュニアリーダー講習会を開催するとともに、リーダースクラブ活動の支援・育成を図ります。
②地域に根ざした青少年活動の展開 【生涯学習課】	・地区青少年相談員の各小学校区活動として、学校・子ども会・スポーツ少年団・PTA等と連携して実施される体験活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援します。 ・青少年相談員連絡協議会の事業として、「親子へらぶなつり大会」「少年少女綱引き・ドッジボール大会」を支援していきます。

(2) 子どもの居場所づくり

《推進事業》

事業名	事業の概要
①児童館活動の促進 【子育て支援課】	・児童館と協力して、気軽に子どもたちが集まり、情操と社会性を豊かにする児童館活動の充実、促進を図ります。
②「外国語推進事業」の実施 【生涯学習課】	・子どもたちが国際対話能力の素地と広い視野で異文化を理解し、共に生きていく資質や能力を養うため、「とみさとザ・ワールド・キッズ」の活動支援や「英語ふれあいDay」行事を行っていきます。
③子どもの交流活動の充実 【生涯学習課・学校教育課・子育て支援課】	・各単位子ども会での活動や、子ども会育成会連絡会議、青少年相談員連絡協議会の各種活動を通じて、幼稚園・小学校・中学校の異年齢児の交流活動を実施します。
④放課後子供教室の実施 【生涯学習課】	・地域住民の参画を得て、市内小学校のすべての児童に様々な学習や体験・交流活動などの場を提供する放課後子供教室を実施します。 ・放課後子供教室を実施していない小学校区においては、地域の方々や学校関係者への情報提供に努め、事業実施を呼びかけていきます。 ・地域の実情に応じた小学校等の既存施設を活用し、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブとの一体型による事業実施を目指して、環境整備や職員間の連携を行います。

基本施策 2 「食育」の推進

《基本施策の取組内容・方向性》

家庭において食育に関する理解が進むよう、生活リズムや食生活についての指導・相談を行い、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、食を通じた家族との良好な関係づくりの促進を図ります。

(1) 「食育」の推進

《推進事業》

事業名	事業の概要
①小児生活習慣病予防、生活改善指導の充実 【健康推進課】	・乳幼児健診、育児相談において、授乳期・離乳期における栄養面での育児支援及び小児生活習慣病予防の観点から、生活リズムや食生活についての指導・相談を実施します。
②「食」への関心の高揚 【健康推進課】	・ライフステージに合わせて、食生活や栄養面の講習や相談を実施し、食への関心を高める事業に取組みや食育の充実を図ります。

基本施策 3 思春期保健対策の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性、父性を育む教育を展開できるよう、学校・保健所等と連携を図りながら、思春期における健康教育の実施や啓発・周知を行います。

(1) 思春期保健対策の充実

《推進事業》

事業名	事業の概要
①性教育及び薬物乱用防止教育の充実 【健康推進課】 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校との連携により、児童生徒及びその保護者を対象として、生涯にわたり健康管理できるよう、思春期における心身の特徴や、病気とその予防について健康教育を実施します。 ・各小・中学校、保健所と連携し、薬物乱用防止リーフレットの配布等による啓発や事業の周知を行います。

基本施策 4 家庭や地域の教育力の向上

《基本施策の取組内容・方向性》

家庭、学校、地域との連携のもと情報提供や環境整備を推進し、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

(1) 文化・スポーツ活動の推進

《推進事業》

事業名	事業の概要
①地域に根ざした青少年活動の展開（再掲） 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地区青少年相談員の各小学校区活動として、学校・子ども会・スポーツ少年団・PTA等と連携して実施される体験活動やスポーツ・リクリエーション活動を支援します。 ・青少年相談員連絡協議会の事業として、「親子へらぶなつり大会」「少年少女綱引き・ドッジボール大会」を支援していきます。
②放課後子供教室の実施 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに様々な社会体験，軽スポーツ体験，文化活動体験などの場を提供します。
③図書館事業の充実 【図書館】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向け資料の整備や子どもが読書に親しみやすい環境づくりを進めるとともに、学校図書館等と連携しながら、調べ学習や読み物などの団体貸出資料の充実を図ります。

基本施策 5 児童虐待防止対策の充実

《基本施策の取組内容・方向性》

関係機関のネットワークを強化し、情報共有を図りながら、要保護児童への早期対応が行えるように体制の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止、被害にあった子どもの保護

《推進事業》

事業名	事業の概要
①要保護児童対策地域協議会の推進★ 【子育て支援課・健康推進課・学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として、市、児童相談所、教育委員会等の関係機関でケース会議を開催して情報の共有化を図り、児童虐待の早期発見やDV防止に努めます。
②児童保護相談体制の充実★ 【学校教育課・子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 保護の必要な子どもに対する支援事業として、家庭児童相談室を中心に学校・幼稚園・保育園・児童相談所・民生委員児童委員など関係機関とのネットワークを強化し、迅速な保護体制の充実を図ります。
③被害にあった子どもの相談体制の充実 【子育て支援課・学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや子どものいる家庭の来所・電話・訪問相談を行い、関係機関と連携を取りながら必要に応じた支援を行います。 虐待や被害にあった児童生徒に対しては、学校・市・児童相談所・教育委員会が連携してケアにあたります。 児童虐待やDV被害者の相談・対応窓口に加え、母子・父子自立支援業務として、就労指導等を行います。



基本目標
4

すべての子どもが伸び伸び成長できる安全な環境を整備します

《現状と課題》

子どもを安心して生み育てるには、妊婦や子ども連れの親子が安心して生活・外出できる環境が重要です。

本市には鉄道がなく、基本的な交通手段は自家用車や路線バスとなっています。国道 296 号線などの主要幹線道路は、交通量も多く、住宅地や農地を通る生活道路にも多くの車両が通行している状況です。子どもが安心して移動できる歩道や交通安全施設の整備が求められています。

また、通学時の交通安全を確保するために、安全パトロールなど、地域住民の協力により見守り活動が行われています。地域と連携しながら安全な道路環境や安心して外出できる環境の整備、あるいは災害発生時の対応など、安全・安心なまちづくりを進めていくことが必要です。

基本施策 1

安心して過ごすことのできる住環境・遊び場の確保

《基本施策の取組内容・方向性》

子どもたちが、放課後や週末、あるいは長期休暇中、良好で安全な環境の中で、安心して過ごすことのできる住環境や遊び場づくりを進めます。

(1) 安心して過ごすことのできる住環境・遊び場の確保

《推進事業》

事業名	事業の概要
①自然環境の保全・活用 【都市整備課】	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域の宅地化により失われる緑の確保を図るため、関係条例等に基づき公園及び緑地の確保に努めます。・良好な生活環境確保のため、生産緑地の現況調査を行います。
②遊び場の確保 【子育て支援課・都市整備課】	<ul style="list-style-type: none">・公園及び児童遊園が子どもたちの遊び場として、安全で安心して遊べるように遊具及び施設の点検・修繕を行うとともに、地元自治会等と協力して植栽の剪定・伐採などを行い、環境づくりに努めます。・管理協定を締結していない公園については、締結に向けて地元への説明を行います。

基本施策 2 安心・安全なまちづくりの推進

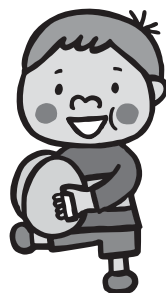
《基本施策の取組内容・方向性》

子どもや子ども連れの保護者等が安心して生活・外出できるよう、道路交通環境の整備やバリアフリー化、防犯灯の設置を行い、良好な生活環境を確保したまちづくりを推進します。

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくり

《推進事業》

事業名	事業の概要
① 誰もが暮らしやすいまちづくり 【都市整備課・教育総務課・子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園や学童クラブにおけるバリアフリー化を進めるとともに、民間保育園の耐震化及び大規模修繕工事に対する補助事業を実施し、児童の安全確保に努めます。 安心して利用できる公園づくりのため、出入り口や園内のバリアフリー化を推進します。
② 防犯灯整備の推進 【市民活動推進課】	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路や指定通学路に市有防犯灯の設置を推進するとともに、区・自治会等地域が設置する防犯灯に係る費用（設置費、電気料等）に対して補助をすることで、地域の防犯灯整備の促進を図ります。 <p>なお、防犯灯については、環境面やコスト面に配慮したLED防犯灯の推進、促進を図ります。</p>
③ 安全で快適な道路環境整備 【学校教育課・建設課】	<ul style="list-style-type: none"> 通学路については、通学路安全推進会議において通学路合同点検を実施し、対策を講じます。 幹線市道、通学路等の道路改良事業や交通安全施設工事を実施し、道路環境・交通安全の確保に努めています。 国道・県道については管理者である千葉県に対し、整備促進の要望をします。



基本施策 3

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

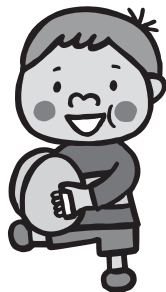
《基本施策の取組内容・方向性》

警察，交通安全協会等関係団体と協力し，子どもを交通事故から守るため，関係機関と連携し，交通安全の啓発など地域ぐるみの交通安全運動を展開します。

(1) 子どもの交通事故の防止

《推進事業》

事業名	事業の概要
①交通安全教育の推進 【市民活動推進課・学校教育課・子育て支援課】	・警察及び交通安全協会の協力を得て，市内の各小学校，幼稚園，保育園において交通安全教室を実施します。
②地域ぐるみの交通安全運動 【市民活動推進課】	・春，夏，秋，冬の交通安全運動を通じ，交通安全協会等の地域の関係団体と協力し，街頭監視活動の実施や，広報「とみさと」への掲載等，市民への啓発活動を実施します。
③通学路の安全確保 【学校教育課】	・通学路安全推進会議を開催し，通学路合同点検を実施します。また，関係機関と連携を図りながら，対策必要箇所について，具体的実施メニューを検討し，安全確保に努めます。



基本施策 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《基本施策の取組内容・方向性》

地域全体で防犯意識を高めるとともに、防犯教室・防犯訓練の充実や各種情報発信ツールの活用により子どもを犯罪等の被害から守ります。

(1) 防犯、犯罪等の未然防止活動

《推進事業》

事業名	事業の概要
①学校情報等共有システムの活用推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の保護者を対象に不審者情報や各学校での臨時休校等の学校情報のメール配信を実施するとともに、保護者への本システムの周知を図り、利用者拡大に努めます。 市の防災・防犯メールを活用し、不審者情報等を発信します。
②防災・防犯情報メール配信事業の実施 【市民活動推進課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害及び犯罪被害の未然防止を図るため、防災情報、不審者情報などのメール配信事業を実施します。
③学校・地域における防犯体制の強化 【学校教育課・市民活動推進課】	<ul style="list-style-type: none"> 学校において防犯教室や防犯訓練の充実を図るとともに、不審者侵入時における防犯体制を強化します。 地域の防犯活動が効果的に取り組むことができるよう、警察や関係機関と協力し、防犯関係団体への支援を実施します。
④「子ども110番の家」事業の支援 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体で防犯意識を高め、子どもに対する犯罪を未然に防止するため、「子ども110番の家」の看板設置登録協力者に看板を交付します。
⑤有害環境対策の推進 【学校教育課・産業経済課】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがインターネット上のいじめや有害情報等に巻き込まれないように、情報モラル教育及び啓発を勧めます。 リーフレットを作成し、小・中・高校生へのリーフレット配布による注意喚起やネットパトロールの強化を図ります。

《目標値の設定》

下記に示す指標について平成31年度の目標値を設定し、目標達成に向けて取り組みます。

基本目標1 希望するすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できるようにします。

基本施策1 教育・保育施設の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	認定こども園の施設数	0か所	2か所
(1)	地域型保育事業の施設数	0か所	5か所

基本施策2 保育サービスの充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	休日保育にかかる検討会議の実施	1回	1回
(1)	一時保育利用延べ人数	2,144人	9,000人
(1)	3歳未満児の入所児童数	220人	295人
(1)	延長保育の利用実人数	230人	290人
(1)	病児・病後児保育の実施施設数	0か所	1か所
(1)	保育従事者を対象とした研修の実施	0回	年数回
(2)	学童クラブ数	7か所	8か所
(2)	障がいのある児童を受け入れている学童クラブ数	7か所	8か所
(2)	学童クラブ支援員会議の実施	1回	年数回
(2)	放課後子供教室の実施校 一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の実施校	6校 <一体型> 2校	7校 <一体型> 5校

基本施策3 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	一時預かり年間延べ人数	13,007人日	31,200人日
(1)	教務主任研修会実施回数	4回	20回
(1)	コンピュータ教室機器入れ替え校数	小学校1校 中学校3校	小学校7校 中学校3校
(1)	人権擁護委員による「人権教室」実施校数 人権教育・福祉教育等に関する研修会実施回数	4校 1回	18校 5回

基本施策4 きめ細かな支援が必要な取組み

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	家庭児童相談室開室日数	240日	300日
(1)	子育て応援ブックの配布部数 各種助成制度に関する広報紙への掲載回数	350部 15回	400部 15回
(2)	富里市公式ホームページ外国語翻訳アクセス件数(年間)	36,493件	50,000件

基本施策5 障がいのある子どもなどへの支援の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	児童発達支援事業の専門員指導回数		
	心理発達相談	年6回	年12回
	作業療法指導	年12回	年12回
	理学療法指導	—	年12回
	音楽療法指導	年6回	年12回
	ムーブメント療法指導	年4回	年6回
	小児神経科診療	年6回	年6回
	子育てカウンセリング	—	年3回

基本施策6 仕事と子育ての両立のための基盤整備

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	交流会・ステップアップ講座の開催回数	4回	3回
	サロンの開催回数	0回	5回
(1)	ファミリー・サポート・センター全体会員数	139人	250人

基本目標2 すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくりまします。

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	子育て支援センター利用者数(年間)	9,473人	21,000人
(1)	民生委員・児童委員に対する研修参加人数	児童虐待対応 研修4人 主任児童委員研 修3人	児童虐待対応研 修4人 主任児童委員研 修4人
(1)	ママフレの検索数(平成25年11月開始)	3,649件	15,000件

基本施策2 子育てネットワークづくり

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	保育ボランティア講座の開催回数	1回	1回
(1)	母親学級参加者数	4コース 実51人	4コース 実70人
(1)	プレパパママ教室参加者数	3回 20組	3回 30組

(1)	子育て交流会開催回数 (地区保健推進員協議会主催)	3回	3回
(1)	子育て交流会開催回数 (地区社会福祉協議会主催)(※健康づくり推進)	13回	13回
(1)	ブックスタート事業実施回数	12回	12回
(1)	「わらべ歌と絵本のおはなし会」の実施回数	29回	29回

基本施策3 子どもや母親の健康の確保

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	育児相談開催回数	16回	18回
(1)	乳児健診(4～5か月児)受診率	94.6%	95.0%
(1)	1歳6か月健診受診率	97.7%	98.0%
(1)	3歳児健診受診率	90.7%	91.0%
(1)	2歳児歯科健診開催回数	4回	6回
(1)	歯科保健指導実施回数 (保育園・幼稚園児)	10回	10回
(1)	歯科保健指導実施回数 (小学校・中学校・特別支援学校児童)	22回	22回
(1)	歯科保健指導(子育て支援センター)	1回	1回
(1)	支援の必要な妊婦への訪問指導実施	100%	100%
(1)	新生児・乳児訪問実施率	88.0%	100%
(1)	養育支援訪問の実施	延べ386家庭	実施
(1)	こども発達相談実施回数	24回	24回
(1)	ライフサポートファイルの発行	42件	随時

基本施策4 小児医療の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	受給資格世帯数	400世帯	400世帯
(1)	予防接種接種率		
	ヒブワクチン	92.3%	95%
	小児用肺炎球菌	92.4%	95%
	四種混合	92.5%	95%
	BCG	71.8%	90%
	MR(麻しん風しん混合)Ⅰ期	84.6%	90%
	MR(麻しん風しん混合)Ⅱ期	84.9%	90%
	水痘(水ぼうそう)	未実施	90%
	日本脳炎	77.1%	90%
	二種混合	69.6%	90%

基本施策5 次代の親の育成

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	子育て情報の広報・ホームページへの掲載回数	1回	1回
	親子で参加できるイベント等の開催回数	2回	2回

基本施策6 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	男女共同参画に関する講演会等による啓発実施回数	5回	5回
(1)	再就職支援のための求人情報の提供回数	月4回	月4回

基本目標3 子育てを地域全体で応援します。

基本施策1 児童の健全育成

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	ジュニアリーダー講習会開催回数	6回	6回
(2)	児童館活動の広報掲載回数	12回	12回
(2)	外国語推進事業参加者の満足度 (アンケート結果「よかった」「楽しかった」の割合)	全て60%以上	全て80%以上
(2)	異年齢児交流事業参加児童数	537人	540人

基本施策2 「食育」の推進

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	夏休み親子クッキング参加者数	4回	4回
		33組	40組
(1)	乳幼児健診における栄養相談の実施	40回	42回

基本施策3 思春期保健対策の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	合同家庭教育学級(小・中学校)参加者数	実30人	実80人
(1)	小・中学校における健康教育実施回数・参加者数	2回	2回
		実143人	実150人
(1)	薬物乱用防止の啓発	小・中学校各校 年1回	小・中学校各校 年1回

基本施策4 家庭や地域の教育力の向上

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	学童クラブの放課後子供教室への参加回数	10回	10回
(1)	各種おはなし会等の単独事業の実施回数	64回	99回
(1)	学校等との連携事業の実施回数	161回	228回

基本施策5 児童虐待防止対策の充実

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	富里市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 富里市要保護児童対策地域協議会 個別支援会議 虐待防止リーフレットの配布	6回 随時 1回	6回 随時 1回
(1)	要保護児童に関する情報収集・共有のための児童関係機関訪問回数	30回	30回

基本目標4 すべての子どもが伸び伸び成長できる安全な環境を整備します。

基本施策1 安心して過ごすことのできる住環境・遊び場の確保

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	公園数	111か所	117か所
(1)	緑地の確保（目標31年度緑地確保面積はH27～31の合計数） 生産緑地の現況調査（目標31年度調査回数はH27～31の合計数）	3,328㎡/年 1回/年	15,000㎡ 5回
(1)	児童遊園の点検及び修繕回数 公園の管理協定締結団体数 公園の点検及び維持管理（目標31年度点検回数はH27～31の合計数）	1回 48団体 3回/年	2回 53団体 15回

基本施策2 安心・安全なまちづくりの推進

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	バリアフリー対応保育施設数	4施設	6施設
(1)	バリアフリー化した公園数	1か所/年	5か所
(1)	防犯灯整備に関する補助団体数	95団体	105団体
(1)	道路改良工事路線数	13路線	5路線
(1)	交通安全施設工事件数	21件	10件

基本施策3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	市内幼稚園，保育園，小学校での交通安全教室実施回数	11回	15回
(1)	広報紙への交通安全啓発掲載回数	4回	4回

基本施策4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

内容	指 標	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
(1)	区長回覧及び広報での，防災・防犯メールの登録の推進	回覧：1回 広報：3回	回覧：3回 広報：5回
(1)	防犯教室や防犯訓練実施回数	1回	4回
(1)	小・中・高校生を対象にしたインターネットトラブル啓発事業実施回数	1回	1回
(1)	保護者に対するインターネットトラブル啓発事業実施回数	1回	1回



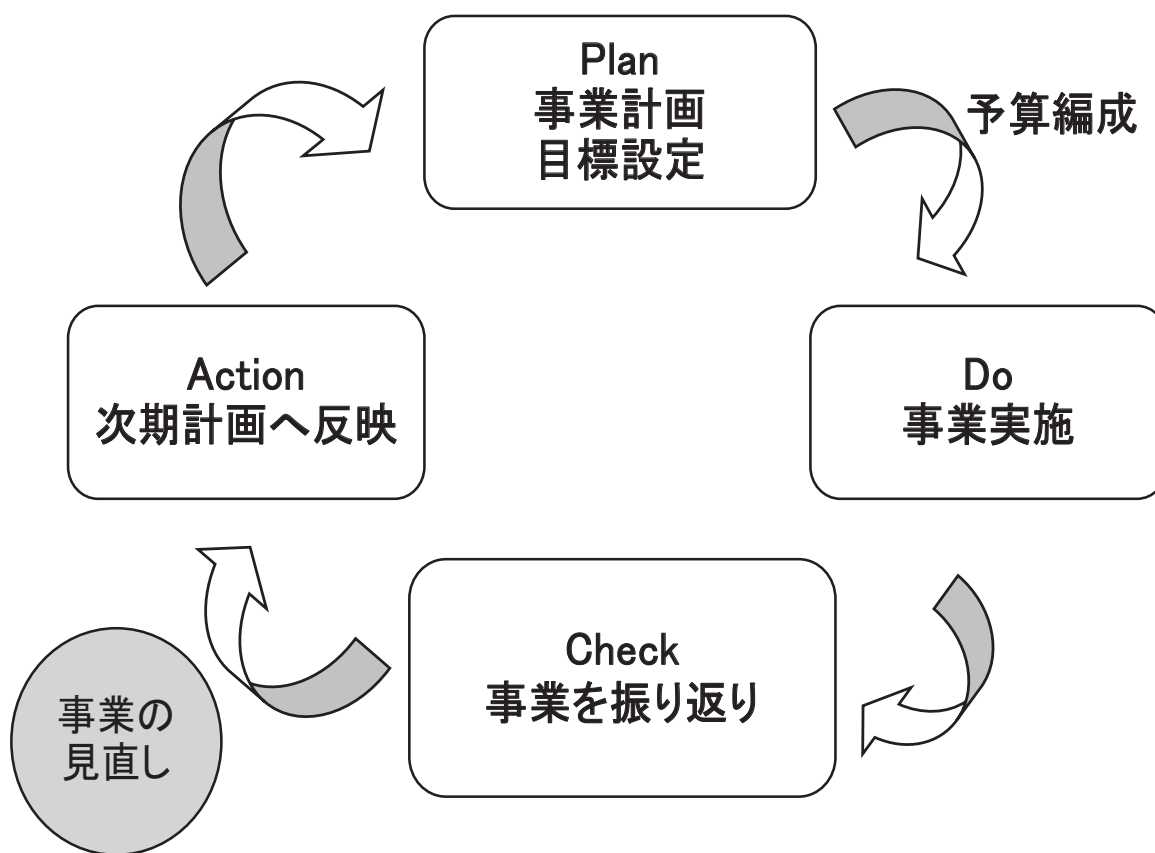
第5章 計画の推進



1 点検・評価（PDCA）

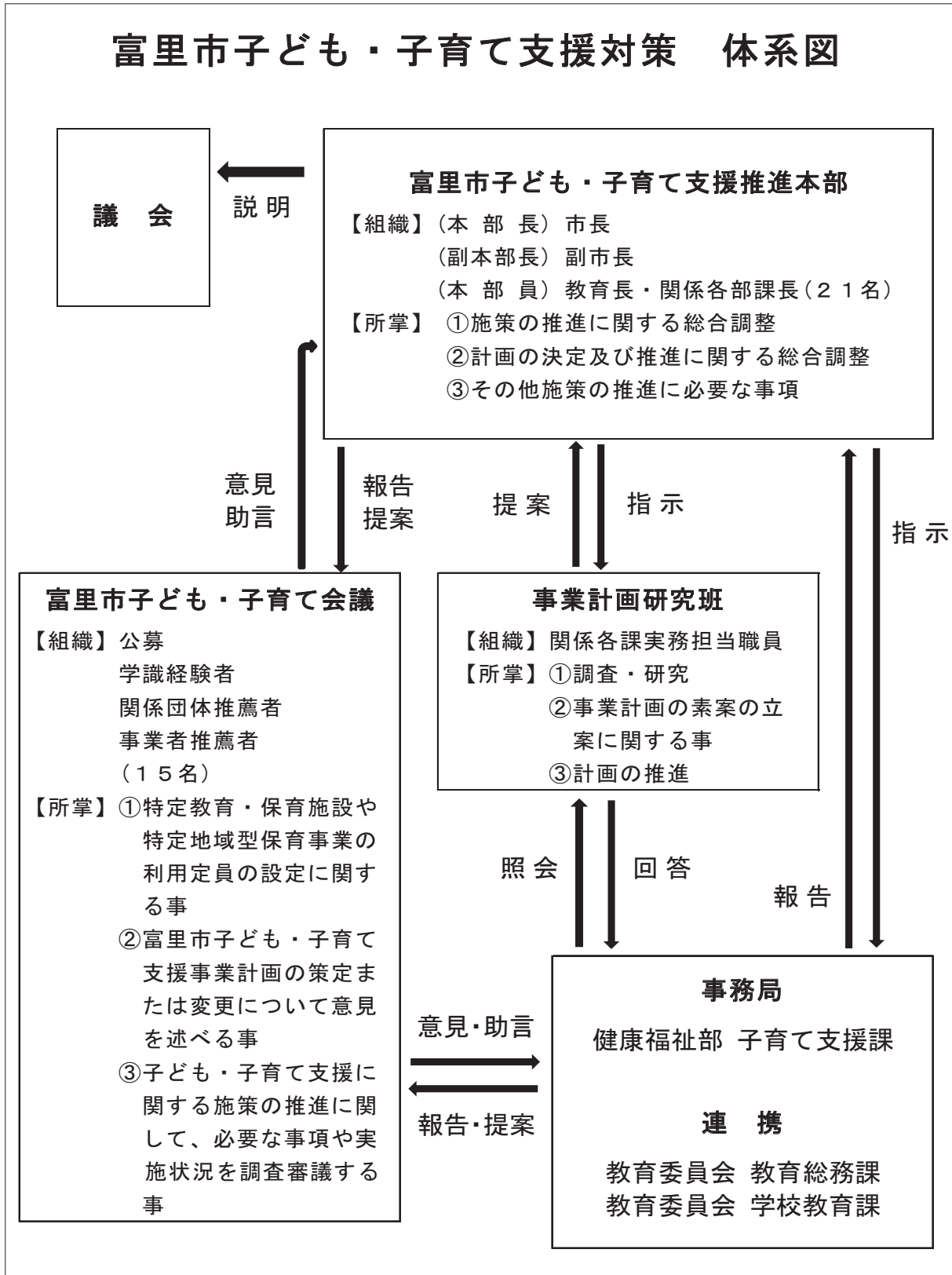
- 本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。
- 計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

<PDCAサイクル>



2 推進体制

○進行管理にあたっては、庁内組織において進捗状況を把握し取組みを評価していきます。





富里市子ども・子育て支援推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の基本理念に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を総合的に推進するため、富里市子ども・子育て支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援施策の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の決定及び推進に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。
- (4) 次世代育成支援施策の推進に関する総合調整に関すること。
- (5) 次世代育成支援行動計画の決定及び推進に関すること。
- (6) その他次世代育成支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長には副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(研究班の設置)

第4条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に富里市子ども・子育て支援事業計画研究班を置く。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 推進本部は、必要に応じて、推進本部への関係者の出席を要請しその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
(富里市次世代育成支援推進本部設置要綱の廃止)
- 2 富里市次世代育成支援推進本部設置要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。

富里市子ども・子育て支援推進本部員名簿

職 名		氏 名
市長		相川 堅治
副市長		石橋 規
教育長		國本 與一
部長	総務部長	佐々木 智
	健康福祉部長	中川 光男
	市民経済環境部長	高岡 明仁
	都市建設部長	相川 直雄
	教育次長	大竹 明男
総務部	総務課長	加藤 浩史
	財政課長	小坂 陽一
	企画課長	萩原 三夫
健康福祉部	社会福祉課長	鈴木 隆次
	子育て支援課長	金杉 章子
	健康推進課長	飛ヶ谷 隆也
市民経済環境部	環境課長	森重 啓治
	産業経済課長	尾崎 正尚
	市民活動推進課長	粕谷 幸夫
都市建設部	建設課長	森 秀樹
	都市計画課	吉池 泰弘
	都市整備課長	鳴田 啓一
教育委員会	教育総務課長	高須 利幸
	学校教育課長	佐藤 浩
	生涯学習課長	榊原 孝
	図書館長	根本 優
事務局	子育て支援課 子ども子育て政策室	永田・齊藤・鶴澤

富里市子ども・子育て会議委員名簿

(敬省略)

区 分	氏 名
市民代表	荒野 峰之
市民代表	高嶋 理恵
市民代表	戸村香奈子
学識経験のある者	大木 みわ
学識経験のある者	新谷 喜之
関係団体の推薦を受けた者	内藤 節子
関係団体の推薦を受けた者	藤崎 武彦
関係団体の推薦を受けた者	宮川 朱実
関係団体の推薦を受けた者	山口 延行
関係団体の推薦を受けた者	渡邊 薫
事業者の推薦を受けた者	勝又千恵子
事業者の推薦を受けた者	龍岡 達子
事業者の推薦を受けた者	仲田真智子
事業者の推薦を受けた者	西澤 譲一
事業者の推薦を受けた者	渡辺 雅子
事務局	金杉 章子
	永田 健矢
	齊藤 貴士
	鵜澤 陽

富里市子ども・子育て支援事業計画研究班設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市子ども・子育て支援推進本部設置要綱第4条に規定する富里市子ども・子育て支援事業計画研究班（以下「研究班」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 研究班は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富里市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に関する調査研究に関すること。
- (2) 事業計画の素案の立案に関すること。
- (3) 事業計画の推進に関すること。
- (4) 富里市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関する調査研究に関すること。
- (5) 行動計画の素案の立案に関すること。
- (6) 行動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 研究班は、子育て支援課長及び別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 研究班は、必要に応じて子育て支援課長が招集し、子育て支援課長がその議長となる。

- 2 子育て支援課長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 研究班の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究班の運営に関し必要な事項は、子育て支援課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
(富里市次世代育成支援行動計画研究班設置要綱の廃止)
- 2 富里市次世代育成支援行動計画研究班設置要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。

富里市子ども・子育て支援事業計画研究班名簿

部 等 名	課 等 名		平成26年度 担当者	
			職 名	氏 名
総 務 部	総 務 課	人事給与担当	主 査 補	枝 村 光 久
	財 政 課	財政担当	主 査 補	神 林 芳 昭
	企 画 課	企画調整・男女共同参画担当	主 査 補	林 陽 子
健康福祉部	社会福祉課	障害者福祉担当	主 査 補	畔 蒜 泰 子
		簡易マザーズホーム担当	主 査	石 井 昌 代
	健康推進課	保健指導担当	副 主 幹	藤 田 明 美
	子育て支援課	給付・児童虐待・DV担当	主 査	内 野 智 子
		保育園・学童保育担当	主 査	大 木 達 也
		政策担当	主 事	鶴 澤 陽
市民経済 環境部	産業経済課	商工業・労働行政担当	主 査	佐 藤 ま ゆ み
	環 境 課	生活環境担当	副 主 幹	飯 田 之 義
	市民活動推進課	交通安全・防災・防犯担当	主 事	武 井 弘 樹
都市建設部	建 設 課	道路管理担当	主 査	小 泉 善 克
	都市計画課	建築担当	副 主 査	齊 藤 康 夫
	都市整備課	公園担当	主 査 補	相 京 徹 哉
教育委員会	教育総務課	施設担当	副 主 幹	岩 舘 宗 栄
	学校教育課	学事担当	主 査	久 保 田 磨 己
		指導担当	主 査 補	太 田 信 之
		学校保健担当	指 導 主 事	中 松 睦 浩
	生涯学習課	社会教育担当	主 査	伊 藤 清 美
		社会体育担当	副 主 幹	押 尾 忠 久
図書館	奉仕担当	主 査 補	塩 崎 美 香	
富里市社会福祉協議会	ボランティア担当		主 査 補	小 沼 綾 子

事 務 局	子育て支援課 子ども子育て政策室	永田・齊藤・鶴澤
-------	------------------	----------

市 民 憲 章

北総台地の自然の中で健康で豊かな生活と香り高い文化を育て人と人とのふれ合いを大切に心のかようまちをつくるためここに市民憲章を定めます

- 一 豊かな大地を愛し 歴史と伝統を誇る まちをつくりましょう
- 一 人と平和を愛し 世界にひらく まちをつくりましょう
- 一 花と緑を愛し 心身ともに健康な まちをつくりましょう
- 一 若い力を育て 勤労を愛し活力ある まちをつくりましょう
- 一 郷土と文化を愛し 調和のある まちをつくりましょう

